

第6回流山市子ども・子育て会議

2024年2月15日(木)

計画策定における子どもの意見反映プロセスの在り方
ー子どもの権利条約の視点からー

安部芳絵(工学院大学)

【本日の目的】

- ・こども基本法・こども大綱の土台となっている子どもの権利条約について再確認すること
- ・子どもの権利の視点から、子どもの意見反映を理解すること
- ・子ども参加・意見反映を進めていく上で必要なステップを考え、子ども計画策定へ活かすこと

1. 国連子どもの権利条約

(1) 国連子どもの権利条約

1989年 国連総会にて全会一致で採択

1994年 日本政府批准

現在、196の締約国数→人権条約で最大

→子どもに関するあらゆることを考えるときの「ものさし」

国連子どもの権利条約: 子どもに一番よいことをしようという国同士の約束事

(2) 子どもに一番よいことは誰が決めるのか

子どもに一番よいこと(第3条 子どもの最善の利益)を誰が決めるのか?

条約採択前: おとなが決めていた

条約採択後: 子どもの声を聴いて、子どもと共に決める(第12条 子どもの意見の尊重)

→こども基本法の理念

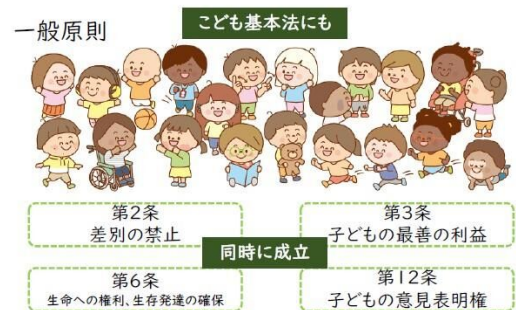
(3) 子どもの権利条約と一般原則

第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

第6条 生命への権利、生存・発達の確保

第12条 意見表明権



<https://seikyoku-illust.com/about/>

問い

- 何でもかんでも、子どものいうことをきけばいいの?
- 子どもの「意見」ならば、赤ちゃんや障害のある子どもは関係ないの?
- 「権利の主張は義務を果たしてから!」は本当?

2. 子どもの権利条約とこども基本法

(1) こども基本法は子どもの権利条約の精神にのっとる

【こども基本法 第一条(目的)】

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(2) こども基本法の基本理念には一般原則が組み込まれている

【こども基本法 第三条(基本理念)】

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(略)

(3) こども基本法第11条で定められたこども等の意見の反映

【こども基本法 第十一条(こども施策に対するこども等の意見の反映)】

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

*施策の策定・実施・評価に子どもの声を反映しなければならない

→しかし「意見をいっていいよ!」といわれてすぐ言える子ばかりでは…ありません

いったいどうすれば…?

3. 自治体における子どもの意見反映例

(1) こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究

国内先進事例(概要版スライド pp.12-16)

- 東京都立川市・・・子ども・子育て会議に中高生が正式な委員として参加、ウドラ夢たち基金
- 神奈川県川崎市・・・全市・7 行政区・中学校区に子ども会議、子ども会議推進委員会
- 東京都・・・東京都こども基本条例
- 宮城県石巻市・・・指定管理者候補者選定への子ども参加

(2) 宮城県石巻市と子どもの権利

2009 年 石巻市子どもの権利に関する条例

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」「支援を受ける権利」

2011 年 東日本大震災・・・「最大の被災地」

→公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「子どもひろば」「子どもまちづくりクラブ」→夢のまちプランを市に提案

→子どもセンターを建設、市に寄贈

建物の企画・デザインから子どもの意見を取り入れる

(3) 宮城県石巻市子どもセンターらいつ

2014 年 1 月 オープン

名称「らいつ」rights(権利)/lights(ひかり)

「子どもの権利の拠点として、未来の希望のひかりとして子どもセンターが存在する」

開館時間 9:30—19:00(閉館日:年末年始、祝日、第1・第3木曜日)

小学生のみの利用は17時まで

土地 556.71 m²、延床面積 496.63 m²

2階建てのうち、1階には受付、ゆったり広場、図書コーナー、スポーツ室等

1階の交流スペースは、「乳幼児さんとも交流したい」という中高生の声をもとに実現したもので、乳幼児親子が座って利用できる

2階には Room1 から 4 までの部屋があり、中高生世代がくつろぐ

表1 らいつの子ども参加事業

事業の分類	事業内容
子ども参加事業	子どもまちづくりクラブ、まきトーーーク、子ども会議、子ども企画、Big Voice、子ども実行委員企画イベント、らいつの日
子どもエンパワー事業	アートラボ、料理王、Earth Teens、青春力-Youth Power-
子育て支援事業	親子ではび☆はび、親子ではかほか、音楽であそぼう!、ベビーマツ

	サージ、パパ講座、Mカフェ、休日子育て相談
その他の事業	地域との連携事業、企業との連携事業、移動児童館事業、研修事業、子どもの権利の啓発事業

(4) 子どもセンター指定管理者候補者選定への子ども参加

市直営→2018年から指定管理者へ移行

2017年 第1回選定委員会

2022年 第2回選定委員会

*石巻市子どもセンター指定管理者候補者選定委員会規則第5条「委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる」→子ども委員を設置

表2 選定のおおまかな流れ

2022年
7月 第1回指定管理者選定委員会開催 募集要項等決定 子ども向け申請書の作成決定 指定管理者募集要項の告示 現地説明会の開催
8月 申請締め切り(1団体から申請)
9月 第2回指定管理者選定委員会開催 候補者の選定

表3 第2回委員会の流れ

2022年9月25(日)14:00-16:45
大人委員・子ども委員顔合わせ 子ども委員いったん退出(別室でワークショップ) 大人委員による議事→子ども委員合流 申請者によるプレゼンテーション 大人委員からの質問 子ども委員からの質問 申請者の退場、傍聴者退場 子ども委員は別室で意見をまとめる→合流 子ども委員からの意見発表 審査・選定

(5) 4 者の語り

市職員

・率直に、当課で問題であったのは、やはりマンパワー不足。職員がこの業務に特化して配置できない状況の中で、子ども委員、子どもの意見の聴取というのを丁寧に行っていかなければならないというところで、初めは、子ども委員を募集するということは難しいのではないか、といったような議論もあった中で、でも、やはりここは重要なので、と進んだ。

・石巻市子どもの権利に関する条例で「参加する権利」が大きな柱の 5 つの項目の 1 つになっているので、意見表明は、大切なこと、という位置づけ→子どもの意見を聴くことに抵抗はなかった

・5 年前の子どもの意見が今のらいつに反映されている。実際に利用する子どもの声は大事

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

・選定のプロセスを成功させるために子どもたちがいるのではなく、その中で子どもたちが意見をちゃんとと言えることを保障する、どんな意見でも担保しようっていうのを、全員が一致して持っていたというのが大きい。

申請者

・おとな側(市・申請者・選定委員会)が子どもに合わせてかかわりをかえる、裏付けとなる条例の存在が大きい

子ども委員

・こういう施設だと、そもそも日常的に使うのが子どもだから、子どもが参加することで、自分たち目線で決めたりできるし。あとはやっぱ、大人だけだとなんて言えばいいかな、「効率重視」になりそうっていうか。子どもだと自分が使ったり、他の人が使っているのを見て、それを根拠に決めるけど、大人はなんかこう言い方は悪いけど、「こういう風にしたら、スムーズに運営できるからここにしよう」みたいなものがあるかもしれないし。でも、子どもだと、「この人たちは、子どもでも思っていることや言いたいことが大人と同じくらいあることをちゃんとわかってくれるし、ちゃんとこういう体制を取ってくれるからここにしよう」みたいなことで決められる。(※高校生)

4. 意見反映で忘れがちなこと

(1) 「意見」反映だけでよいか？

*こどもの意見≠opinion

子どもの権利条約第 12 条における子どもの意見は view

*言葉にならないからといって何も考えていないわけではない



→うまく言葉にできないために暴れる子、笑ったり泣いたりしてメッセージを伝える赤ちゃん

子ども独自の視点・考え方・見解・世界の捉え方

* (言語化された) 個人の意見だけでよいか?

→ 友達の意見を聴いて「あ、自分も同じ!」「ぼくはちがう」と気づくこともある

仲間と共に表現できる

遊びを通して「気持ちや願い」「子どもたち」の声を聴くことができる場=居場所

* 「意見反映ありき」ではない／おとなにとって都合のよい意見だけ聴くのもない

→ 意見反映と同じくらい子どもの居場所が重要

* 子どもの居場所は、意見を育む土壌となる

(2) 子どもの権利の視点で計画を申さず

* 子どもの声(言葉にならないものも含む)と一般原則を柱にする

計画策定・実施・評価するときに一般原則の視点で立ち止まってみる

ふりかえりをするときに、一般原則の視点で捉え直す



参加できていない子はいないかな?

子どもにとって一番いいものになっているかな?

子どものいのちを危険にさらしていないかな? 成長・発達につながっているかな?

子どもの声を聴いたかな?

(3) チャイルド・セーフガーディング

* 子どもの声を聴く場が子どもの権利を実感できる場／権利が守られる場となるために

チャイルド・セーフガーディング指針・・・職員による子どもの権利に反する行為や危険を防止し、
安心・安全な事業をめざす組織的な取り組み

行動規範・・・職員が子どもとかかわるときに留意すべき点をまとめる



子どもの意見反映だけではダメ、子どもの権利をベースとした計画や条例が必要では・・・?

/以上

【参考文献】

石巻市子どもセンターらいつ 各年次(2015—2022)「ANNUAL REPORT」

石巻市保健福祉部子育て支援課 2017「石巻市子どもセンター指定管理者募集要項」

—2022a「石巻市子どもセンター指定管理者募集要項」

—2022b「石巻市子どもセンター指定管理者選定子ども委員の活動報告」

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「質の高い組織と事業づくり」

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html



株式会社 NTT データ経営研究所 2023「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」

こども家庭庁こども・若者参画及び意見反映専門委員会 HP

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/iken_senmon/

